

外国人の就労

基本の基本

- 1 外国人が日本国内で就労するには、就労可能な在留資格が必要で「留学」や「研修」資格では就労できません。
- 2 外国籍であっても、「永住」資格や「日本人の配偶者」資格はどんな仕事に就いても問題ありません。
- 3 その他の在留資格のうち、特定の仕事に就くことが出来る資格が全部で、十七あります。
- 4 企業は外国人を直接雇う場合は必ず在留資格を確認することで就労できない資格(たとえば留学などの)者を雇うと企業も入国管理法違反で処分を受けます。

5

最近、よく耳にする技能実習というのでも在留資格の一つですが、これについて仕入れに特別な取り組みが必要で

技能実習生

受け入れ方法は二種類

① 企業単独型

日本の企業が海外の現地法人、合併企業や取引先の職員を受け入れて技能実習を実施するタイプ

② 団体監理型

監理団体が技能実習生を受け入れて傘下の企業等で技能実習を行うタイプ



スタート!

4/1

人事評価改善等助成金



この助成金は50万円を受けることは比較的簡単と思われませんが、あとの80万円を受けるには生産性が3年前に比べて6%以上伸びていることが条件になります。

助成金受給までの流れ

- 1、人事評価制度等整備計画の作成・提出
↓
- 2、整備計画に基づく人事評価制度の整備(就業規則に明文化する。)
↓
- 3、人事評価制度の実施(全ての正規労働者に実施)
↓
- 4、制度助成金(50万円)を支給申請
↓
- 5、達成助成金(80万円)を支給申請

雑感

※ 福田こうへいは三橋美智也の再来と言われている民謡出身の演歌歌手。フアンという訳ではないが話のタネにコンサートに行ってみました。

※ 竹の秋(春の季語)です。竹の秋(春の季語)です。竹の秋(春の季語)です。

※ 客の8割ぐらいは高齢者。(かく言う私もそのひとり。)

※ マイクの音量、やたら大きかった。まさか高齢者を意識した訳ではないのでは



ちる笹の村雨かぶる竹の秋 (飯田 蛇笏)

※ 監理団体は非営利団体でなければなりません。
※ 中小企業等協同組合や農協、商工会などは監理団体になることができます。(職

※ 業紹介事業の許可を取得することが条件) 中小企業等協同組合は、企業4社以上が集まれば結成することができます。(詳しくは当事務所へご相談下さい。)

